

知事許可漁業の制限措置等について

漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条及び岩手県漁業調整規則第4条に掲げる次の知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

第1 岩手県沖合海面を操業区域とする知事許可漁業

1 かじき等流し網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動物の種類								
かじき等流し網漁業	まぐろ、かじき、かつお、さめ	流し網	岩手県沖合海面	5月1日から8月31日まで	制限なし	10トン未満	岩手県内に住所を有する者	1
							宮城県内に住所を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年12月28日から令和3年1月29日まで

(3) 備考

① この許可の有効期間は、令和3年3月1日から令和4年2月末日までとする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 東経142度59分47秒の線以東を除く岩手県沖合海面においては、操業してはならない。

イ 海中における流し網の長さの合計は6キロメートルを超えないようにしなければならない。

ウ 流し網の網目の長さ15センチメートル以下のもの及び2枚以上の網地を重ね合わせた網を使用してはならない。

エ 敷設した流し網に係る次のア及びイに掲げる浮標に、それぞれア及びイに定めるものを水面上1.5メートル（様式第1号による標識については、浮標の表面から2メートル）以上の高さに掲げなければならない。

(ア) 両端部の浮標

昼間にあつては、様式第1号による標識及びレーダー反射板（金属製のものに限る。以下同じ。）、夜間にあつては白色の灯火（夜間において、視界が良好な場合に少なくとも2海里離れた所から視認されるものに限る。以下同じ。）及びレーダー反射板。

(イ) 中間部のおおむね3キロメートルごとの浮標

昼間にあつては様式第1号による標識、夜間にあつては白色の灯火。

オ 投網後揚網するまでの間は、海難防止等のため特に緊急かつやむを得ない場合を除いては、網の敷設場所を離れてはならない。

カ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

- ③ 県内者で許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。県外者で許可等を受けようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見を添えて別に定める書類を水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

2 火光利用敷網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
いかなご棒受網漁業	いかなご	棒受網	岩手県 沖合海面	3月20日 から6月30日 まで	制限なし	20トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	22
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	42
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	11
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	22
いかなご、しろうお、しろうお棒受網漁業	いかなご、しろうお、しろうお	棒受網	岩手県 沖合海面	3月10日 から6月30日 まで	制限なし	10トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	14

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年12月28日から令和3年1月29日まで

(3) 備考

- ① この許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。
- ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア いかなご棒受網漁業

- (ア) しろうお又はしろうおの採捕を目的として操業してはならない。
- (イ) 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、10キロワット以下でなければならない。
- (ウ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

イ いかなご、しらうお、しろお棒受網漁業

(ア) ……と……を結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、しらうお又はしろおの採捕を目的として操業してはならない。

(イ) 毎年3月10日から3月19日までの間は、いかなごを採捕してはならない。

(ウ) 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、10キロワット以下でなければならない。

(エ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

3 かご漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
かご漁業	アイナメ等	かご	岩手県 沖合海面	1月1日 から12 月31日 まで	制限なし	20トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	261
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	138
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)に漁業根拠地を有する者	42
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	121

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年12月28日から令和3年1月29日まで

(3) 備考

① この許可の有効期間は、令和3年3月1日から令和6年2月末日までとする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 北緯40度27分の線から北緯38度58.2分の線までの海域においては、1月1日から6月30日及び9月1日から12月31日までの間は、次の(ア)点から(ケ)点までの各点を順次に直線で結ぶ線以東の海域並びに(コ)点から(ナ)点及び(コ)点の各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれた海域では操業してはならない。

(ア)点 北緯40度27分 東経142度2.3分

(イ)点 北緯40度7.8分 東経142度7.9分

(ウ)点 北緯40度 東経142度12分

(エ)点 北緯39度45分 東経142度9.8分

(オ)点 北緯39度32.8分 東経142度10.8分

(カ)点 北緯 39 度 28.3 分 東経 142 度 10.2 分
(キ)点 北緯 39 度 26.3 分 東経 142 度 9.1 分
(ク)点 北緯 39 度 1.8 分 東経 142 度 1.2 分
(ケ)点 北緯 38 度 58.2 分 東経 141 度 59.3 分
(コ)点 北緯 40 度 20 分 東経 141 度 56.7 分
(サ)点 北緯 40 度 15.9 分 東経 141 度 57.7 分
(シ)点 北緯 40 度 11 分 東経 142 度
(ス)点 北緯 40 度 9.5 分 東経 142 度 1.1 分
(セ)点 北緯 40 度 7.6 分 東経 142 度 4.5 分
(ソ)点 北緯 39 度 57.9 分 東経 142 度 6 分
(タ)点 北緯 39 度 50 分 東経 142 度 6.2 分
(チ)点 北緯 39 度 50 分 東経 142 度 5.7 分
(ツ)点 北緯 40 度 0.6 分 東経 142 度 2.6 分
(テ)点 北緯 40 度 8.7 分 東経 141 度 59.1 分
(ト)点 北緯 40 度 13.3 分 東経 141 度 56.6 分
(ナ)点 北緯 40 度 20 分 東経 141 度 53.2 分

イ 北緯 40 度 27 分の線から北緯 38 度 58.2 分の線までの海域においては、7 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、次の(ニ)点から(へ)点までの各点を順次に直線で結ぶ線以東の海域では操業してはならない。

(ニ)点 北緯 40 度 27 分 東経 142 度 4.2 分
(ヌ)点 北緯 40 度 20.9 分 東経 142 度 7.3 分
(ネ)点 北緯 39 度 56.8 分 東経 142 度 15.6 分
(ノ)点 北緯 39 度 32.8 分 東経 142 度 10.8 分
(ハ)点 北緯 39 度 28.3 分 東経 142 度 10.2 分
(ヒ)点 北緯 39 度 26.3 分 東経 142 度 9.1 分
(フ)点 北緯 39 度 1.8 分 東経 142 度 1.2 分
(へ)点 北緯 38 度 58.2 分 東経 141 度 59.3 分

ウ 第 2 種共同漁業権の免許区域内の海域（ただし、操業海域に面する漁業協同組合の同意を得た海域を除く。）では操業してはならない。

エ 雌のけがに及び甲長 8 センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。

オ 毎年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの間、けがにを採捕してはならない。

カ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他

の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

- ④ 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

第2 岩手県沖合海面のうち共同漁業権区域内を操業区域とする知事許可漁業

1 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
小型機船底びき網漁業	貝、なまこ	桁網を使用する底びき網(手繰第3種漁業)	第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域	1月1日から12月31日まで	制限なし	15トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(宮古水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(大船渡水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

通年

(3) 備考

① この許可の有効期間は、許可の日から令和5年7月31日までとする。

- ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
- ア ……と……を結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。
 - イ ……と……を結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）においては、毎年〇月〇日から〇月〇日までの間、操業してはならない。
 - ウ 魚類を採捕してはならない。（漁業協同組合の同意が貝類（又はなまこ）の操業に限られている場合は、「なまこ（又は貝類）及び魚類を採捕してはならない。」とする。）
 - エ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

2-1 かが漁業（令和3年2月末日までの許可）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
かが漁業	アイナメ等	かが	第一種共同漁業権の漁業者から同意を得た海域	1月1日から12月31日まで	制限なし	20トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（宮古水産振興センター）に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（釜石）管内に漁業根拠地を有し第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（大船渡水産振興センター）に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年12月28日から令和3年1月29日まで

(3) 備考

① この許可の有効期間は、許可の日から令和3年2月末日までとする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 第1種共同漁業権第 号漁場の免許区域内の海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た漁場）以外の海域では操業してはな

らない。

イ 雌のけがに及び甲長8センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。

ウ 毎年4月1日から11月30日までの間、けがにを採捕してはならない。

エ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

2-2 かが漁業（令和3年3月1日から令和6年2月末日までの許可）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
かが漁業	アイナメ等	かが	第一種共同漁業権の漁業者から同意を得た海域	1月1日から12月31日まで	制限なし	20トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（宮古水産振興センター）に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（釜石）管内に漁業根拠地を有し第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（大船渡水産振興センター）に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月1日から通年

(3) 備考

① この許可の有効期間は、令和3年3月1日から令和6年2月末日までとする。ただし、令和3年3月2日以降に許可する場合は、許可の日から3年後の2月末日までとする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 第一種共同漁業権第 号漁場の免許区域内の海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た漁場）以外の海域では操業してはならない。

- イ 雌のけがに及び甲長 8 センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。
 - ウ 毎年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの間、けがにを採捕してはならない。
 - エ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

3 地びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
地びき網漁業	チカ、ウミタナゴ等	地びき網	第一種共同漁業権の権者を 同意を得た海域	-	-	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(宮古水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(大船渡水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

通年

(3) 備考

① この許可の有効期間は、個別の許可毎に許可の日から3年間とする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

アとを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域

においては、操業してはならない。

イ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

4 潜水器漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数	
水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法							
潜水器漁業	うに、ほや等	潜水器	第一種共同漁業権の漁業者から同意を得た海域	1月1日から12月31日まで	-	-	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(宮古水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(大船渡水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
簡易潜水器漁業	うに、ほや等	簡易潜水器	第一種共同漁業権の漁業者から同意を得た海域	1月1日から12月31日まで	-	-	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(宮古水産振興センター)に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業者から操業の同意を得ている者	定めなし

			得た海域			根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	
						岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部（釜石）管内に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内（大船渡水産振興センター）に漁業根拠地を有し、第一種共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
通年

(3) 備考

① この許可の有効期間は、個別の許可毎に許可の日から3年間とする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

アとを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（操業 海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。

イ 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。